# 小規模保育事業所・保育所・認定こども園 入所(園)のしおり

入所(園)申込

1- 1-

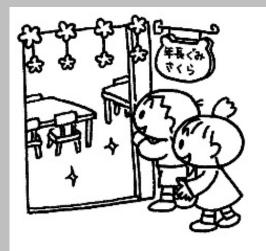
令和7年 10 月 17 日(金)から

受付期間

令和7年10月31日(金)まで

結 果 発 送

令和8年 1月下旬



申し込む前に、 施設見学に行ってみましょう

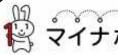
入所(園)申し込みに先立ち、施設の見学をお薦めしています。 御家庭に合った施設に出会うためには、施設によってさまざま な特色がありますので、御自身で得た情報をもとに、希望施設を 見極めることが大切です。

また、お子さんの入所(園)に当たり、心配ごと等がある場合、 施設見学時に相談しておくと安心です。施設見学をする際には、 事前に各施設へ電話予約をお願いします。

# 見学のポイント

- □園生活の様子 □保育室や園庭の様子 □開園時間や延長保育時間
- ロアレルギーや病気等に対する対応 ロ災害発生時の対応

など



# 

入所(園)のお申込みは、 電子申請を御利用ください

私立認定こども園短時部の新規入園および転園を希望の方は、希望施設へ書面申請です。

申請を始める





申込書類のデータは、市公式ウェブサイトから

電子申請や書面申請に必要な申込書類がダウンロードできます。

小規模保育事業所 保育所 認定こども園長時部



認定こども園短時部



# 目次

1	施設の種類と特徴	1
2	入所(園)には、教育・保育給付認定を受ける必要があります	1
3	小規模保育事業所・保育所・認定こども園長時部の利用手続き	2
	(1) 利用申込みの対象となる子ども	2
	(2)入所(園)の受付期間および手続方法	2
	(3) 保育認定 (2号認定・3号認定) の申請ができる方	3
	(4) 保育を利用できる時間(保育の必要量)	3
	(5) 利用申込みに必要な書類と配布場所	4
	(6) 利用申込みに当たっての留意事項	5
	(7)利用調整	6
	(8) 延長保育	7
4	認定こども園短時部の利用手続き	8
	(1) 利用申込みの対象となる子ども	8
	(2) 入園の受付期間および手続方法	8
	(3) 利用申込みに必要な書類と配布場所	9
	(4)審査結果について	9
	(5) 幼稚園型一時預かり事業	9
5	施設の一日	10
	(1) 一日のながれ	10
	(2) 通園方法	10
	(3) 給食・おやつ等の提供	11
6	保育料について	12
	(1) 0~2歳児クラスの階層区分別の保育料	12
	(2) 保育料の決定について	13
	(3) 保育料の納付方法および納付期限	13
7	未就園児への子育てサポート	13
	(1) 一般型一時預かり事業について	13
	(2) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について	13
8	よくある質問	14
	(1) 小規模保育事業所・保育所・認定こども園長時部に関すること	14
	(2) 認定こども園短時部に関すること	19
9	米原市内の小規模保育事業所・保育所・認定こども園一覧表	20

### 1 施設の種類と特徴

就学前教育・保育施設は、施設ごとに特徴があります。 なお、幼稚園は、市内に設置されていません。

### **幼稚園** 市内に設置なし

小学校以降の教育の基礎をつくる ための幼児期の 教育を行う施設

### 認定こども園

幼稚園と保育所 の機能や特徴を 併せ持ち、地域 の子育て支援も 行う施設

#### 保育所

就労などの事由 により家庭で保 育できない保護 者に代わって保 育する施設

# 小規模 保育事業所

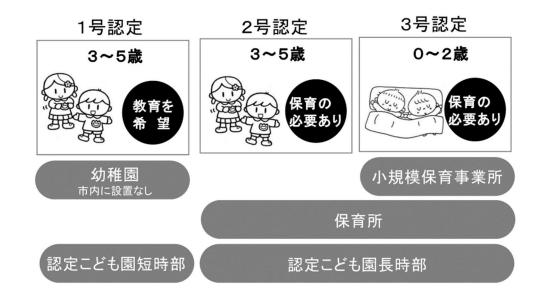
少人数の単位で 子どもを預かる事 業所

よくある質問 Q28

# 2 入所(園)には、教育・保育給付認定を受ける必要があります

幼稚園・認定こども園・保育所・小規模保育事業所(地域型保育事業)への入所(園)を 希望する利用者は、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

「教育・保育給付認定」は、子どもの年齢や教育・保育の必要性に応じて1号から3号までの認定区分があり、利用できる施設や預かり時間が異なります。



# 3 小規模保育事業所・保育所・認定こども園長時部の利用手続き



# ポイント

- 2号認定・3号認定を受けるために「保育を必要 とする事由」が必要です。
- 1日の保育利用時間は、保育を必要とする事由 と保護者の状況に応じて「保育標準時間」と「保 育短時間」に区分されます。

#### (1) 利用申込みの対象となる子ども

施設の種類	対象となる子ども			
小規模保育事業所	米原市に住民登録 (注1) があり、保育を必要とする 0 歳から 2 歳までの子ども			
保育所 認定こども園長時部	米原市に住民登録 (注1) があり、保育を必要とする 0 歳から就 学前の子ども			

(注1) 米原市に住民登録がない子でも、利用開始月の前月末までに転入予定で住所が確定している場合は、申込可能です。

# (2)入所(園)の受付期間および手続方法

施設種類	受付期間	手続方法•受付場所
市内  ● 小規模保育 事業所 ● 保育所 ● 認定こども園 長時部	受付期間 10月17日(金)から 10月31日(金)まで 受付時間 ・ 電子申請は、期間内であればいつでも申請可能。 ・ 書面申請は、平日9時~ 16時45分(市役所開庁時間)	手続方法電子申請・ マイナポータル内のぴったりサービスから申請します。・ 申請完了後に申請書等の PDF データが作成されるので保管してください。・ 詳細は、電子申請操作手順書を御確認ください。その他・ 第1希望施設との事前面談を御案内する場合があります。・ インターネット環境がない等のやむを得ない事情がある場合は、書面申請も受け付けます。市役所窓口で事前に申し出ください。
市外 ● 保育所 ● 認定こども園 長時部等	受付期間 事前に希望施設が所在する自 治体に御確認ください。 受付時間 ・ 平日 9 時~16 時 45 分(市 役所開庁時間)	手続方法 書面申請 受付場所 保育幼稚園課(米原市役所本庁舎 2 階)

# (3) 保育認定(2号認定・3号認定)の申請ができる方

保護者 (注1) のいずれもが、次の事由で家庭で子どもの保育ができない場合は、保育認定の申請ができます。小学校入学準備、集団生活の体験またはきょうだいの保育に手が掛かるなどの事由では対象になりません。

(注1) 両親または両親と別居している場合は、子どもを養育している者

保育を必要とする事由				
就労	保護者が1月当たり 48 時間(週3日かつ1日4時間)以上労働することを常態としている。			
妊娠•出産	保護者が妊娠中であるか、または出産後間がない。(おおむね出産前2か月、出産後12か月以内) よくある質問 Q4~Q7			
疾病・障がい	保護者が病気、けがまたは心身に障がいがある。			
介護等	保護者が、病気または心身に障がいがある同居(長期入院・入所を含む)の親族を長期にわたり、常時(週3日かつ1日4時間以上)介護・看護している。			
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。			
求職活動(内定含む)	保護者が求職活動(施設利用3か月限度)や起業準備である。			
就学	保護者が就学(学校教育法に規定する学校、専修学校等)している。 (週3日かつ1日4時間以上の履修が必要)			
職業訓練	保護者が職業訓練(職業能力開発促進法に規定する施設において実施されるもの)を受けている。(週3日かつ1日4時間以上の実施が必要)			

#### (4) 保育を利用できる時間(保育の必要量)

保育を利用できる時間は、保育を必要とする事由と保護者の状況に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に分けて認定します。なお、保育標準時間の認定要件に該当する場合でも保育短時間を選択できます。 まくある質面 Q2 >

保育の必要量	認定基準
保育標準時間	□ 1月当たり 120 時間以上 (1週間 30時間以上)の就労や就学を常態
1日最大 11 時間 のうち、必要とな る保育時間	とする場合 (注1)  母親が妊娠または出産後間がない場合 (出産予定月の前2か月から出産月の後6か月まで)  介護、病気、けがまたは心身に障がいがある場合 など
保育短時間 1日最大8時間 のうち、必要とな る保育時間	□ 1月当たり 48 時間以上 120 時間未満の就労や就学を常態とする場合 □ 母親が出産後間がない場合(出産月の後7か月から12か月まで) □ 求職活動、育児休業を理由として保育を希望される場合

(注1) 就労時間が120時間未満の場合であっても、就労証明書の就労時間が各施設の定める保育短時間の預かり時間を超える(送迎が間に合わない)場合は、保育標準時間の認定が可能です。 よくある質問 Q3

# (5) 利用申込みに必要な書類と配布場所

利用申込みに必要な書類は、下表の「①申込書類」に加え、個々の事由に応じて「②保育を必要とする事由を証明書類」を提出してください。

電子申請および書面申請に必要な申込書類は、配布場所から取得することができます。

	提出書類			電子申請(注1)		書面申請			
	米原市施設型給付費等教育·保育給付認定				ぴったりサービス		子ども1人につき		
	申請書兼施設等利用申込書兼現況届書				で入力(自動生成)		1枚必要		
<b>1</b>	アレルギー調査票			新規、転所(園)、公立施設の継続申込者の うち、3歳児クラスに進級する子のみ必要					
1 申込書類	発育状況確認シート				新規、転所(園)申込者のみ必要				
類	世帯の状況記入シート(追記用)				入力欄不足の場 合に必要		記入欄不足の場 合に必要		
	本人確認書類を撮影した画像データ				必要(注2)		不要		
		会社員・パ ート等	就労証明書(就労先が証 明したもの)		2か所以上で就労の 労証明書	場合	は、各就労先の就		
2					確定申告書の提出				
育				_	届、営業許可証、営業証明書等から1点				
を		自営業 直近の確定申告書(第1 表および第2表)			専従者は、これを証				
要	44			書の専従者欄、青色	-				
훋	就労				する届出書、専従者 徴収票等の写し)	<b>氏</b> 石	か記載された源永		
②保育を必要とする事由の証明書類	73				農業委員会等へ農業	業従			
事		農業従事者農業申立書		を行います。	)( )/C =	7 L C C C C C RELIGIO			
田の				専従者は、これを証	明す	る書類(確定申告			
証				書の専従者欄、青色	色事為	美専従者給与に関			
明   主				する届出書、専従者	氏名	が記載された源泉			
類				<u> </u>	徴収票等の写し)				
<b>=</b>	│ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │				妊婦は、出産予定記				
親	妊娠・出産		西座ア疋証明書または   母子健康手帳の写し		手帳の表紙と分娩予産婦は、母子健康等				
世			母子健康子帳の子し		産婦は、母子健康・ 一ジの写し	YIY			
【両親世帯は父母	病気・障がい 診断書(本人		診断書(本人)または療育	 手帳、		介護	 		
公	同居親族の看 介護(その他				介護・看護が必要な	な方の	の診断書(市の様		
7			介護(その他)申立書		式)、療育手帳、身份	本障	害者手帳、要介護		
れだ	71/3				認定証等等の写しを		•		
れ	   求職中・事業準   備中   就労予定申立書			3か月以内に就労		を証明できない場			
に			就労予定申立書		合、退所(園)となりま		<b>-</b>		
てれぞれに必要】					就労予定申立書の発売を持ている。				
	_	生(就学)•職	カリキュラム(在籍証明		様式で、通学先や職				
	業訓練		書)		の	√ /I\ H/'I	17F. 70 70 HE. 71 O 1 C O		

- (注1)記入した用紙を写真撮影したデータ(画像、PDF、Word、Excel のいずれか)を提出してください。Word、Excel は文字化けすることがあるため、なるべく画像、PDF での提出をお願いします。
- (注2)マイナンバーカード、免許証、パスポート等官公署が発行した顔写真入りの身分証明書、もしくは各種健康 保険証(資格確認証)+年金手帳等顔写真がない官公署等が発行した身分証明書2点。

#### 配布場所

保育幼稚園課、山東支所、各市民自治センター 市内小規模保育事業所・保育所・認定こども園 市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。



書面申請する場合は、配布書類 が異なるため、配布場所の職員 にその旨を伝えてください。

▲市公式ウェブサイト

#### (6) 利用申込みに当たっての留意事項

共通

- 利用調整は、希望施設のみを対象に行います。希望施設欄に記載がない施設については、空き枠がある場合でも利用調整を行いませんので御注意ください。

  ★★55覧園 Q11
- 利用期間は、保育を必要とする事由に基づいて判断しますので、希望に添えない場合があります。

変更·辞退

- 申込み後に利用を辞退される場合や、申込みの内容(家庭状況、住所、勤務先、勤務時間等)に変更があった場合は、速やかに保育幼稚園課へ変更申請書等を提出してください。また、申請後の自己都合による希望施設の変更は一切受け付けません。
- 申込み後に利用希望月を変更される場合は、一旦申込みを取り下げ、再度申請してください。

. 娠、出産、育休

妊

- 育児休業明けや出産等の事由により年度途中から利用希望の方も、必ず受付期間中に申込みをしてください。令和9年4月職場復帰で、前月の3月からならし保育を希望される方も、必ず受付期間中に申込みをしてください。 ★★★★★★★★★
- 申請時に「希望する保育所等を利用できない場合は、育児休業の延長をすることができるか。」に対して「はい」を選択した場合、入所調整の際の点数が大きく減点(△20点)となり、希望施設に入所(園)できる可能性が低くなります。(令和8年度中に利用希望の場合は、必ず「いいえ」を選択してください。)

の申込み受付期間終了後

● 受付期間終了後の申込みは、受付期間中の申込者の利用調整後に利用調整を行いますので、希望に添えない場合があります。必ず受付期間中に申込みをしてください。







- 申請書等に事実と相違があるときは、利用決定を取消す場合があります。
- 書類に不備があるときは、 利用調整の優先度が低くなります。

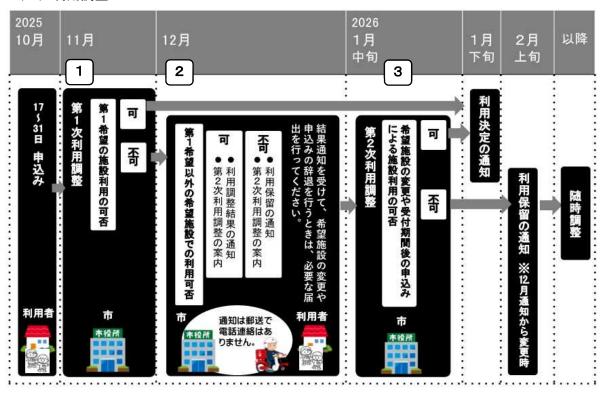


#### 保育の利用に当たって

- ◆ 土曜日に保護者の仕事が休み等の場合は、家庭での保育をお願いします。
- 休所(園)日は、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日~1月3日)です。(注1)
- 災害時や感染症の集団感染発症時期には、家庭保育をお願いする場合があります。

(注1) 休所(園) 日は、施設によって異なる場合があります。

#### (7) 利用調整



# ■ 受付期間中に申込みされた場合の利用調整

受付期間中に申請された内容をもとに内容を審査(注1)します。

各施設の定員を超えた利用希望があった場合は、市が定める基準表に基づき、在園児童も含めた利用調整を行います。利用調整の結果、希望される施設を利用できない場合や、待機していただく場合がありますので、御承知おきください。

(注1) 受付期間終了後に、就職が決まったことなどによる審査内容の変更は行いません。

# 2 受付期間中に申込みされた場合の利用調整の結果通知

利用調整の結果については、年度当初の施設利用に関する申請が一定期間に集中し、審査に時間を要することから、次のとおり通知します。

第1希望の施設が利用可能な場合	令和8年1月下旬頃に通知		
第1希望以外の施設が利用可能な場合または待機いただく場合	令和7年 12 月頃に通知		

# 3 受付期間終了後に利用申込み書類を提出された場合

定員に余裕がある場合に限り、利用調整を行います。ただし、施設や年齢によって受入れ 状況が異なりますので、希望に添えない場合や利用できない場合があります。



# 保育士等の子どもの利用調整上の優先 一市内施設での勤務を御検討ください一

全国的な保育士不足の中、県下では保育人材の確保により、待機児童を解消することを目的として、保育士等の子どもの優先入所の取扱いを実施しています。県内の保育施設等で勤務する保育士等の子どもについて、月48時間(週3日かつ1日4時間)以上就労すること等を条件に、優先的に利用調整を行っているため、保育士(保育教諭)・幼稚園教諭の方が勤務しやすい環境となっています。

市内の募集情報は、私立施設は各園、公立施設は保育幼稚園課までお問合せください。

# (8)延長保育

保護者の就労等の事情により、延長保育を利用することができます。

		小規模保育事業所
	公立認定こども園長時部	私立保育所
		私立認定こども園長時部
	● 施設の利用決定後、各施設から事前登録につ	
利用士法	いて御案内します。	
利用方法	● 登録希望者には、状況確認等のため施設から	別冊「米原市小規模保育
	ヒアリングし、実施の決定を行います。	事業所・保育所・認定こ
利用吐胆	短時間:早朝7:00~8:30/夕方16:30~19:00	ども園の案内」を参照の
利用時間	標準時間:早朝7:00~7:30/夕方18:30~19:00	上、各施設に御相談くだしない。
利田州人	1回(時間帯)につき 100円	Ċ V '₀
利用料金	1か月当たりの上限なし よくある質問 Q16	

#### (例)公立認定こども園長時部の延長保育



# 4 認定こども園短時部の利用手続き





- 在園中の方で、継続利用を希望する場合は利用 手続きの必要はありません。
- 新規・転園を希望する場合は、利用手続きを行っ てください。

# (1) 利用申込みの対象となる子ども

在園中の方で、短時部の継続利用を希望される場合は、手続きの必要はありません。

施設の種類	対象となる子ども		
私立認定こども園短時部	米原市に住民登録 (注1) があり、施設利用を希望する満3歳 (注		
松立認定ことも園園時間	2) から 5 歳までの子ども。		
ひち割ウニ は	米原市に住民登録 (注1) があり、施設利用を希望する3歳到達		
公立認定こども園短時部	後の最初の4月から5歳までの子ども		

- (注1) 住民登録がない方は、住民登録地の市町村に確認の上、申込みください。 (注2) 満3歳での利用については、施設によって異なる場合があります。

# (2) 入園の受付期間および手続方法

施設種類	受付期間·時間	手続方法·受付場所
市内の	受付期間	手続方法
私立認定こど	10月17日(金)から	書面申請
も園短時部	10月31日(金)まで	受付場所
	受付時間	第1希望施設
	・ 各施設の開園時	その他
	間内	・ 第1希望施設との事前面談を御案内する場合
	・ 施設に申込みの	があります。
	事前予約をお願	
	いします。	
市内の	受付期間	手続方法·受付場所
公立認定こど	10月17日(金)から	電子申請
も園短時部	10月31日(金)まで	<ul><li>マイナポータル内のぴったりサービスから申</li></ul>
	受付時間	請します。
	・電子申請は、期間	・ 申請完了後に申請書等の PDF データが作成さ
	内であればいつ	れるので保管してください。
	でも申請可能。	・ 詳細は、電子申請操作手順書を確認ください。
	・書面申請は、平日	その他
	9 時~16 時 45 分	7,
	(市役所開庁時	があります。
	間)	・ インターネット環境がない等のやむを得ない
		事情がある場合は、書面申請も受け付けます。
		市役所窓口で事前に申し出ください。

#### (3) 利用申込みに必要な書類と配布場所

利用申込みに必要な書類は、下表の①申込書類です。

電子申請および書面申請に必要な申込書類は、配布場所から取得することができます。

種類	提出書類	電子申請(注1)		書面申請	
	米原市施設型給付費等教育·保育給付認定申請書兼施設等利用申込書兼現 況届書	(書兼現   口 ひったりサーヒスで   口 子とも1		子ども1人につき 1枚必要	
申込書類	アレルギー調査票		新規、転園申込者のみ必要		要
書 類	発育状況確認シート		新規、転園申込者の	み必	要
	本人確認書類を撮影した画像データ		必要(注2)		不要

- (注1)記入した用紙を写真撮影したデータ(画像、PDF、Word、Excel のいずれか)を提出してください。 Word、Excel は文字化けすることがあるため、なるべく画像、PDF での提出をお願いします。
- (注2)マイナンバーカード、免許証、パスポート等官公署が発行した顔写真入りの身分証明書、もしくは各種健康保険証(資格確認証)+年金手帳等顔写真がない官公署等が発行した身分証明書2点

# 配布場所

保育幼稚園課、山東支所、各市民自治センター、 市内保育所・認定こども園

市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。



書面申請する場合は、配布書類 が異なるため、配布場所の職員 にその旨を伝えてください。

▲市公式ウェブサイト

#### (4) 審査結果について

審査結果は、年度当初の施設利用に関する申請が一定期間に集中し、審査に時間を要することから、令和8年1月下旬にお知らせする予定です。

### (5) 幼稚園型一時預かり事業

幼稚園型一時預かり事業は、認定こども園短時部に在籍する子どもを通常保育(教育時間)時間外に預かる制度です。 よくある質問 Q31

	公立認定こども園短時部	私立認定こども園短時部		
	平日 教育時間後~16:30	別冊「米原市小規模保育事業所・保育		
利用時間	長期休業期間中 8:30~16:30	所・認定こども園の案内」を参照の上、		
		各施設に御相談ください。		
利用料金	450円/日(利用回数上限5回/月)			
スの出	保育の必要性の認定基準を満たす場合は、利用料金が無償となり、5			
その他	上限を超えて利用が可能です。			

# 5 施設の一日

# (1) 一日のながれ

公立認定こども園に入園した場合のある1日の生活の様子です。 よくある質問 029 教育・保育給付認定内容や施設により、利用する時間帯や保育の内容は異なります。

時間	0~2歳	3~5歳(長時部)	3~5歳(短時部)
7:00	登園(随時)	登園(随時)	
	早朝延長保育	早朝延長保育	
8:30	各クラスへ移動	各クラスへ移動	登園
9:00	出欠の確認など	出欠の確認など	出欠の確認など
	先生や友達との遊び	先生や友達との遊び	先生や友達との遊び
10:00	おやつ	やりたい遊びや集団遊び	やりたい遊びや集団遊び
	先生や友達と遊ぶ	※つどい含む	※つどい含む
11:00	給食		
11:30	お昼寝	給食	給食
		ゆったりとした活動	ゆったりとした活動
14:00			降園/一時預かり保育開始
15:00	おやつ	おやつ	おやつ
	帰りの準備	やりたい遊び	やりたい遊び
16:30	長時間保育・夕方延長保育	長時間保育·夕方延長保育	一時預かり保育終了/降園
19:00	降園(随時)	降園(随時)	

# (2)通園方法

通園には、個人送迎のほか、施設によっては通園バス(有料)が利用できます。

施設の種類	小規模 保育 事業所	保育所									認知	定こ	ども						
施設名	顔戸ハイジ保育園	米原保育園	米原保育園分園	醒井保育園	大原保育園	柏房ことも園		チャイルトハウス近江	·	長岡学園		きしに必認気ごとも図	といばのなどにいる	いぶき認定ことも屋		かな人認定ことも国		おうみ認定ことも屋	2 L PAGIL 18. AGE
長時部・短時部の別						長	短	長	短	長	短	長	短	長	短	長	短	長	短
個人送迎	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
通園バス(有料)	-	-	-	•	-	-	_	-	-	•	•	-	-	<ul><li>注</li><li>1,2</li></ul>	•	● 注 1,2	<ul><li>注</li><li>2</li></ul>	<ul><li>注</li><li>1,2</li></ul>	● 注 2

- (注1) 朝のみ利用できます。
- (注2) 3歳児は5月以降に利用できます。

#### (3) 給食・おやつ等の提供

年齢と認定区分		給食の 提供 おやつの提供		料金			
				支払方法	副食費(おかず·おやつ代 等) <b>の免除</b> (注1)		
0 5 1 1 1	1号認定 <sub>教育認定</sub>	あり	なし	施設の規定額を 施設に支払う	世帯の所得区分により免除あり(注2)		
3~5歳児	2号認定 <sup>保育認定</sup>	あり	あり 1日1回 (午後)	施設の規定額を 施設に支払う	世帯の所得区分により免除あり(注3)		
0~2歳児	3号認定 保育認定	あり	あり 1日2回 (午前・午後)	保育料に含む	免除なし		

- (注1) 免除基準となる市民税額は、 $4\sim8$ 月分は令和7年度(令和6年分所得)の税額で、 $9\sim$ 翌年 3月分は令和8年度(令和7年分所得)の税額で判定します。免除対象者には入園月の中旬にお知らせします。
- (注2) 免除対象者は、①市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯、②市民税所得割課税額 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯で第3子以降の子ども、③世帯の所得区分に関わらず小学校3年生以下の子どものうち第3子以降の子どもです。
- (注3) 免除対象者は、①市民税所得割課税額 57,700 円未満の世帯(ひとり親世帯等は市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯)、②市民税所得割課税額 57,700 円以上 97,000 円未満の世帯(ひとり親世帯等は市民税所得割課税額 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯)で、第3子以降の子ども、③世帯の所得区分に関わらず、保育所および認定こども園を同時利用する子どものうち第3子以降の子どもです。



# 6 保育料について

 $3\sim 5$ 歳児クラスの子どもと $0\sim 2$ 歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもの保育料は、無料です。 $0\sim 2$ 歳児クラスの市民税課税世帯の子どもは、所得等に応じ保育料が必要です。

よくある質問 Q15 よくある質問 Q30

#### (1) 0~2歳児クラスの階層区分別の保育料

保育料は、利用開始月の中旬頃に決定します。

よくある質問 Q17~Q22

国や県の動向等により、保育料が変更される場合がありますので、ご了承ください。

#### 【参考資料】令和7年度保育料月額負担(令和7年10月時点)

	階層区分				児クラス 準時間	0~2歳児クラス 保育短時間		
		陷層区方		第1子	第2子 以降	第1子	第2子 以降	
Α		生活保護世	带	0	0	0	0	
В	-	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	
В	•	中央673年本67621年1年1	上記以外の世帯	0	0	0	0	
С	士尼	税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	3,600	0	3,500	0	
C	дп	(水))) 存者(升) 未%(巴'市'	上記以外の世帯	9,300	0	9,100	0	
D.4		48,600円未満	ひとり親世帯等	3,900	0	3,800	0	
D1		48,000日本周	上記以外の世帯	15,100	0	14,800	0	
		48,600円~57,699円	ひとり親世帯等	4,200	0	4,100	0	
D2-1			上記以外の世帯	19,200	9,600	18,900	9,450	
			ひとり親世帯等	4,200	0	4,100	0	
D2-2	曺	57,700円~72,799円	上記以外の世帯	19,200	11,400	18,900	11,100	
	市民税所:	72.800円~77.100円	ひとり親世帯等	5,000	0	4,900	0	
D3-1	所得	72,800[] * 77,100[]	上記以外の世帯	22,700	11,500	22,300	11,100	
D3-2	得割課税世帯	77,101円~9	6,999円	22,700	11,500	22,300	11,100	
D4	税世	97,000円~1:	20,999円	27,700	11,600	27,200	11,100	
D5	带	121,000円~1	44,999円	32,200	11,600	31,700	11,100	
D6		145,000円~1	68,999円	36,200	11,700	35,600	11,100	
D7		169,000円~2	34,999円	44,200	11,900	43,400	11,100	
D8		235,000円~3	48,200	11,900	47,400	11,100		
D9		301,000円~3	96,999円	51,200	12,000	50,300	11,100	
D10		397,000F	以上	65,700	12,200	64,600	11,100	

<sup>※</sup>保育料は、保護者の市民税の所得割課税額の合計により決定します。ただし、保護者の合計収入が 103 万円を超えない 場合は、同居の祖父母等の所得割課税額により決定します。

- ※18歳未満の子のうち第2子以降の保育料を申請により次のとおり軽減します。(対象者には市から申請案内を行います。)
  - ・階層区分Cから D1 (ひとり親世帯等はCから D3-1) ⇒全額免除 (無料) です。
  - ・階層区分 D2-1 から D10 (ひとり親世帯等は D3-2 から D10) ⇒ 【保育短時間】11,100 円に軽減します。

【保育標準時間】該当階層の保育標準時間と保育短時間の保育料 の差額を 11,100 円に加算した額に軽減します。

※給食費(主食費・副食費)が含まれています。

<sup>※</sup>階層区分の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額控除の適用はありませんので、その控除前の税額で算定します。

<sup>※</sup>ひとり親世帯等とは、ひとり親や在宅障がい児(者)のいる世帯です。

<sup>※</sup>階層区分 C から D3-2 は第1子・第2子の年齢を問わず第3子以降0円(無料)、D4から D10 は在園児のうち第3子 以降0円(無料)になります。

#### (2) 保育料の決定について

令和8年度保育料については、4~8月分を令和7年度(令和6年分所得)の市民税額に、 9~翌3月分までの保育料を令和8年度(令和7年分所得)の市民税額に基づき算定します。

4月	────── 8月	9月		翌年3月
	前年度の市民税に基づく保育料		当年度の市民税に基づく保育料	

#### (3) 保育料の納付方法および納付期限 よくある質問 Q23~Q24

保育料は、指定金融機関からの口座振替により納付していただきます。ただし、小規模保育事業所および私立認定こども園は、園による直接徴収となるため、園が定める納付方法によります。

納付期限までに保育料を完納されない場合は、納付期限の翌日から納付される日までの 日数に応じ延滞金を徴収します。督促状が出ている場合は、手数料 100 円を徴収します。

	小規模 保育事業所	私立保育所	私立 認定こども園	公立 認定こども園
納付方法	施設が定める 納付方法	口座振替	施設が定める 納付方法	口座振替
納付期限 (口座振替日)	施設が定める 納付期限	毎月末日 (注1)	施設が定める 納付期限	毎月末日 (注1)

(注1) 末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日になります。

#### 7 未就園児への子育てサポート

# (1) 一般型一時預かり事業について

未就園の方で、一時的に家庭内で保育できない場合に保育所等で預かる制度です。別冊「米原市小規模保育事業所・保育所・認定こども園の案内」を参照の上、詳細は、各施設にお問合せください。

	0~2歳	3~5歳
利用料金	1日(4時間超)3,000円	1日(4時間超)1,000円
(注1)	半日 (4時間以下) 1,500円	半日(4時間以下)500円

(注1) 利用料金が一定額まで無償になる場合があります。

#### (2) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) について

利用時間	月 10 時間まで(1時間単位の利用)
利用料金	300 円/時間

未就園の方で、保護者の就労要件等を問わず保育所等で預かる制度です。別冊「米原市小規模保育事業所・保育所・認定こども園の案内」を参照の上、詳細は、各施設にお問合せください。

# 8 よくある質問

(1) 小規模保育事業所・保育所・認定こども園長時部に関すること

#### ① 新年度募集について

- Q1 米原市内に転入予定ですが、利用申込みはできますか。
- A 1 利用月の前月末までに転入予定(住民登録が必要)で、住所が確定していれば申込みできます。

利用月の前月末までに転入予定(住民登録が必要)で、転入先住所もあらかじめ確定している場合に限り、新年度の利用申込みを受け付けます。米原市の申込み手順により手続きをしてください。

転入時期、転入先が未定の方は、米原市の受付期間内に現住所地の市町村へ利用申込みを 行ってください(広域利用の手続き)。

令和8年度中に転入が確定している市外在住の利用希望者については、市内在住者と同 基準で利用調整を行います。

- Q2 保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)を選択できますか。
- A 2 米原市施設型給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設等利用申込書兼現況届書の 「利用希望時間」欄にて、希望する項目にチェックしてください。

就労等により1か月120時間以上(1週間30時間以上)を常態としている場合等は、保育標準時間(11時間)、就労等により1か月120時間未満を常態としている場合等は、保育短時間(8時間)の施設利用が可能などの認定要件が異なりますので、就労証明書等の内容によっては、希望に添えない場合があります。

- Q3 1か月の就労時間が120時間未満ですが、勤務時間の都合上、保育短時間(8時間) の送迎時間に間に合わないので、保育標準時間(11時間)を利用できますか。
- A3 保育短時間での送迎が困難であることが確認できる場合に限り、保育標準時間を利用することが可能です。

就労証明書等の勤務時間や通勤・通学経路時間申立書(注1)から、保育短時間での送迎が困難であることが確認できる場合に限り、保育標準時間を利用することが可能です。ただし、施設と相談の上、就労状況に合わせた時間で送迎をお願いします。なお、通勤・通学時間は利用調整の指数には反映されませんので御了承ください。

- (注1)「通勤・通学経路時間申立書」は、通勤時間を勤務時間に加算して月の勤務時間が父母それぞれ120時間以上であることを申し立てする書類です。
- Q4 出産予定の子どもの利用申込みはできますか。
- A 4 出産前でも申込みは可能です。

通常必要となる申込み書類と併せて母子健康手帳等出産予定日のわかる書類を提出してください。ただし、利用可能月齢は各施設によって異なります。

- Q5 母が出産予定ですが、上の子の利用申込みはできますか。
- A 5 出産のために家庭で保育ができない場合は、申込みできます。

妊娠・出産で施設を利用する場合の利用期間は、産前2か月から産後12か月までです。

- Q6 育休中でも利用申込みできますか。
- A6 原則、職場復帰の1月前からの利用が可能です。

令和8年度中に育児休業を終えて職場復帰予定の方もしくは令和9年4月職場復帰でならし保育(3月)を希望される方は、原則、職場復帰の1月前からの利用が可能です。

出産前で、育休復帰時期を就労証明書で証明できない場合は、申込み時点では「育児休業 復帰に関する誓約書」を提出してください。

# Q7 利用希望の子どもが3歳以上で、下のきょうだいのために育休取得をしていますが、 利用申込みできますか。

#### A7 利用が可能です。

利用希望の子どもが令和8年4月1日現在で3歳以上の場合は、育休中でも保育所・認定 こども園長時部(保育短時間)の利用が可能です。なお、認定こども園短時部を利用するこ とも可能です。

- Q8 求職中でも利用申込みできますか。
- A8 申込みは可能です。

就労開始後、速やかに就労証明書を提出してください。ただし、利用開始後、おおむね3 か月以内に就労することが条件となりますので御留意ください(最長3 か月が求職中による施設利用の限度期間です。)。

3か月以内に就労開始を証明できない場合、 $0 \sim 2$ 歳の子どもは退所(園)となりますが、 $3 \sim 5$ 歳の子どもは1号認定により、認定こども園短時部を利用することができます。

- Q9 「小規模保育事業所・保育所・認定こども園長時部」と「認定こども園短時部」のど ちらに入所(園) するか迷っていますが、両施設への利用申込みはできますか。
- A9 併願することは可能です。

ただし、「小規模保育事業所・保育所・認定こども園長時部」の利用を希望される場合は、 保育の必要性の認定基準を満たす必要があります。

- Q10 米原市外の保育所・認定こども園長時部を利用申込みすることはできますか。
- A10 申込みは可能です。

米原市が定める様式により、書面にて利用申込みをしてください(市町村により追加で書類が必要な場合があります。)。

ただし、利用調整は、保育所・認定こども園長時部が所在する市町村が行いますので、市町村の事情により利用できない場合があります。また、申込みの受付期間についても市町村によって異なりますので、事前に希望施設が所在する自治体へ確認をお願いします。

- Q11 1施設だけを利用希望した場合は、利用調整が優先されますか。
- A11 第1希望のみの申込みによる優先的な取扱いは、一切行いません。

希望施設のみで利用調整を行いますので、できる限り希望施設を選んでください。市内の他の施設で空き枠がある状況でも、希望施設に含まれない場合は、利用調整を行いませんので御留意ください。

- Q12 入園の申込みをしましたが、どのように調整するのですか。
- A12 市が定める基準表に基づいて利用調整を行います。

申込者数が、施設の定員を超える場合には、市が定める基準表に基づいて指数を算出し、 在園児童も含めて利用調整を行います。

基準表は、市公式ウェブサイトから御確認ください➡

- Q13 利用決定後に利用開始月の変更を行う場合、手続きはどうすればいいですか。
- A13 再調整を行いますので、申込書類を再度提出してください。

利用決定後に利用開始月の変更を行う場合は、受付期間終了後の申込みとして再調整を 行いますので、申込み書類を再度提出してください。再調整により利用希望月の変更ができ ない場合もありますので御注意ください。

- Q14 ならし保育はいつからですか。また、期間はどの程度ですか。
- A14 期間や内容は、お子さんの年齢や受入施設によって異なります。

ならし保育は1~2週間程度が多いですが、期間や内容は、お子さんの年齢や受入施設に よって異なりますので、事前に希望施設に確認してください。

また、利用期間の開始日以前にならし保育を行うことはできませんので、ならし保育の期間も踏まえて利用希望期間を検討してください。

#### ②保育料について

- Q15 保育料はどうなりますか。
- A15 3歳以上児クラスの保育料と、O~2歳児クラスの市民税非課税世帯の保育料は、 無料です。

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児クラスの保育料と、0~2歳児クラスの市民税非課税世帯の保育料は、無料です。

ただし、施設により決められている実費徴収費(給食代、制服の購入費、保護者会費等)

については、無償化の対象外となりますので御注意ください。

なお、給食代のうち副食費(おかず・おやつ代等)については世帯の所得により、免除となる場合があります。詳しくはP11を御覧ください。

- Q16 延長保育料も幼児教育・保育の無償化の対象ですか。
- A16 無償化の対象外です。

通常保育の時間(保育短時間:8時間保育、保育標準時間:11時間保育)を超える時間の 保育には、延長保育料が発生します。

- Q17 保育料はどのように算定するのですか。
- A17 保護者(原則として父母)の市民税額に基づき算定します。
- Q18 入園前に保育料の金額を教えてほしいのですが。
- A18 保護者の身分証明書(顔写真付き)を持参の上、保育幼稚園課までお越しください。

事前に保育料を把握する必要がある(申込を検討している場合も含む)場合は、保護者の身分証明書(顔写真付き)を持参の上、保育幼稚園課までお越しください。お電話では、個別の保育料階層等をお伝えする事はできません。なお、転入時期によっては課税額がわからない場合もありますので、事前に御相談ください。

- Q19 欠席した場合、保育料は日割計算になりますか。
- A19 日割計算になりません。

欠席については、日数にかかわらず保育料をお返しすることはできません。

- Q20 ひとり親家庭の保育料は、減額されますか。
- A20 保護者の市民税額により、両親世帯と比較して減額になる場合があります。
- Q21 公立施設と私立施設または市外の施設で保育料は違いますか。
- A21 保育料に違いはありません。

市民(米原市に住民登録している方)が米原市内の公立施設・私立施設または市外の施設を利用される場合、保育料に違いはありません。ただし、施設によって保育時間(開設時間)が異なります。

- Q22 市独自による「第2子以降保育料軽減事業」とは、どのような内容ですか。
- A22 18歳未満のきょうだいのうち、第2子以降の子どもについて保育料を軽減します。

米原市では社会全体で子育て支援することを目的として、18 歳未満のきょうだいのうち、 第2子以降の子どもについて、市独自の保育料軽減措置を実施しています。 保護者からの申請に基づき、市独自で全額免除(無料)または実費相当額のみの負担まで 軽減します。国、県による「多子世帯における保育料負担軽減事業」と比較してより有利に なる制度を用いて保育料を決定します。

- Q23 保育料の口座振替日に残高不足で引落しができなかった場合は、どうなりますか。
- A23 市内公立認定こども園長時部および私立保育所の保育料については、翌月に納付書をお届けします。

市内公立認定こども園長時部および私立保育所の保育料が口座振替できなかった場合は、翌月に納付書を送付しますので米原市役所各窓口、お近くの金融機関の窓口やコンビニエンスストア等で納めてください。

私立認定こども園および小規模保育事業所は、各施設で保育料を徴収されているため、各施設までお問い合わせください。

- Q24 保育料の口座振替先を変更したいのですが、どうしたら良いのですか。
- A24 口座振替依頼書を提出してください。

口座振替依頼書(市役所窓口、保育幼稚園課、市内保育所・公立認定こども園、指定金融機関に設置)に必要事項を記入し、設置場所へ提出してください。なお、私立認定こども園および小規模保育事業所は、各施設で保育料を徴収されているため、直接お問合せください。

#### ③その他

- Q25 受付期間終了後の利用申込みは可能ですか。
- A25 随時利用申込みを受け付けています。

利用申込みは、随時受け付けています。利用希望月の前月 10 日までにお申込みください。 ただし、保育を必要とする状況、希望先の施設の空き状況(職員の配置状況等)によります ので、希望に添えない場合があります。

市内小規模保育事業所・保育所・認定こども園は、原則として月単位での施設利用となりますので、利用日は月初、退所(園)日は月末が基本です。月の途中に保育が必要になった場合は、一時預かり保育サービスを利用してください。

- Q26 仕事を辞めた場合、すぐに退所(園)しなければならないのでしょうか。
- **A26 再度仕事に就く予定であれば「就労予定申立書」を提出してください。**

施設を利用している子どもの保護者が仕事を辞められた場合、再度仕事に就く予定であれば「就労予定申立書」を提出してください。

おおむね3か月以内に就職することを条件に、継続利用が可能です(最長3か月が求職中による施設利用の限度期間です。)。また、Q8も参照してください。

- Q27 勤務先や就労形態、就労時間等が変わった場合は、どうすればよいのですか。
- A27 変更申請書等を提出してください。

就労状況に変更があった場合は、速やかに保育幼稚園課へ変更申請書等を提出してください。なお、1月において48時間(週3日かつ1日4時間)以上労働することを常態としていない場合は、保育認定ができませんので御注意ください。

- Q28 小規模保育事業所は保育所とどう違うのですか。
- A28 小規模保育事業所は、O~2歳児を対象に小規模で保育を行う施設です。

小規模保育事業所は、児童福祉法に基づく市の認可事業で、施設の運営等に関する基準は 認可保育所に準じ、定員 19 人以下で 0 ~ 2 歳児を対象に小規模で保育を行う施設です。

保育料は、保育所・認定こども園と同様に、保護者等の市民税額に基づき算定された金額 を御負担いただくことになります。

- Q29 入園後、子どもたちはどのように1日を過ごしますか。
- A29 入園決定後に、各施設より保育内容等の説明が実施されます。

入園決定後に、各施設より保育内容等の説明が実施されます。利用される施設により異なりますが、参考資料として公立認定こども園のある1日をP.10に掲載しています。

- (2) 認定こども園短時部に関すること
- Q30 認定こども園短時部の保育料はどうなりますか。
- A30 幼児教育・保育の無償化により保育料は無料となります。

ただし、施設により決められている実費徴収費(給食代、制服の購入費、保護者会費等) については無償化の対象外となります。給食代のうち副食費(おかず・おやつ代等)につい ては世帯の所得により免除される場合があります。詳しくはP11を御覧ください。

- Q31 1号認定で認定こども園を利用している者ですが、普段就労しているため夏季休業期間中のみ2号認定に変更することはできないでしょうか。
- A3 夏季休業期間中のみの2号認定への変更は認めていません。

原則、就労時間等の家庭の事情が特別に変わらない限り、夏季休業期間中のみの2号認定への変更は認めていません。

認定こども園では、1号認定の子どもで保育を必要とする場合において、長期休業期間中にお子さんをお預かりする幼稚園型一時預かり事業を実施している場合があります。夏季休業期間中のみ保育を希望される場合は、幼稚園型一時預かりの利用を検討ください。詳しくはP9を御覧ください。

# 9 米原市内の小規模保育事業所・保育所・認定こども園一覧表

利用定員は令和7年10月時点での予定人数のため、確定ではありません。

施設区	区分	施設名		所在地·連絡先等	利用定員(人)
育事業所	私	合同会社 ハイジ 顔戸ハイジ保育園		顔戸 498 番地 1 電話 050-8883-0908 080-4824-0908 FAX 52-5221	12
	私	社会福祉法人 石龍会 醒井保育園		醒井 547 番地 1 電話 54-0215 FAX 54-1073	20
保	私	社会福祉法人 大樹会 米原保育園		米原 667 番地 2 電話 52-2477 FAX 52-3118	80
保育所	私	社会福祉法人 大樹会 米原保育園分園きらめき園		朝妻筑摩 2483 番地 電話 52-8826 FAX 52-6850	30
	私	社会福祉法人 大原福祉会 大原保育園		朝日 199 番地 1 電話 55-2060 FAX 55-2331	100
	私	社会福祉法人 柏葉会 柏原こども園	長時部	柏原 2293 番地 1 電話 57-0077 FAX 57-0102	65
	仏		短時部		15
	私	社会福祉法人 湖北報恩会 長岡学園	長時部	長岡 1167 番地 4 電話 55-0061 FAX 55-8222	100
			短時部		15
	私	社会福祉法人 石龍会 認定こども園 チャイルドハウス近江	長時部	宇賀野 290 番地 電話 52-1067 FAX 52-1430	90
認	仏		短時部		15
定こ		米原市立	長時部	春照 1950 番地	135
認定こども園	公	いぶき認定こども園	短時部	電話 58-2001 FAX 58-2003	45
園		米原市立	長時部	下多良 146 番地 1	215
	公	まいばら認定こども園	短時部	電話 52-3362 FAX 52-5131	60
	//	米原市立	長時部	三吉 343 番地	75
	公	かなん認定こども園	短時部	電話 54-1200 FAX 54-2288	15
	公	米原市立	長時部	顔戸 199 番地 1 幼児棟 電話 52-5560 FAX 52-5561	335
		おうみ認定こども園	短時部	乳児棟 電話 52-5585 FAX 52-5586	60



米原市LINE公式アカウントを 開設しています。

友だち登録はこちら➡

お問合せ先 米原市役所くらし支援部保育幼稚園課 〒521-8501 米原市米原1016番地

電話 0749-53-5133

E-mail hoyo@city.maibara.lg.jp